

○大分県企業局障がい者活躍推進計画（第２期）

機関名	大分県企業局
任命権者	大分県企業局長
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
大分県企業局における障がい者雇用に関する課題	大分県企業局における令和６年６月１日時点の雇用障害者数は、法定雇用障害者数２人を満たしていたが、当該職員の離職（職場環境への不適應等を原因とするものではない。）により、現在、法定雇用率が未達成の状況である。 このため、令和８年１月～令和８年１２月を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行う。 また、知事部局との人事交流職員がいることから、知事部局人事担当課との連携を図りながら障がい者の雇用と活躍を推進する必要がある。 令和２年度から、障がい者である職員の活躍及び法定雇用者数の達成のため、大分県企業局障害者活躍推進計画を策定し、体制整備や各種取組を進めてきたが、今後さらなる取組の推進に向け、令和７年度から第２期計画を策定する。
目標	
採用に関する目標	計画期間中の法定雇用率の達成及び以降の継続 ・令和８年６月まで ２．８％ ・令和８年７月以降 ３．０％ （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
取組内容	
１ 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任。 ○ 相談窓口を所属長並びに総務課総務調整班総括及び人事担当者とする。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２ 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
４ その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。